

第73回 定時株主総会 招集ご通知



2022年6月28日（火曜日）
午前10時00分

日時



東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
リーガロイヤルホテル東京 3階
ロイヤルホールⅡ

場所



第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員
であるものを除く。）
7名選任の件

決議
事項

書面郵送またはインターネットに
よる議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分まで



新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場
や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、
インターネット上の **当社ウェブサイト** (<https://www.matsuda-sangyo.co.jp>) に掲載します。
株主の皆様におかれましては、当日ご来
場いただく場合でも、事前に、当社のHP
を必ずご確認くださいませようお願い申し
上げます。



松田産業株式会社

証券コード 7456

(証券コード 7456)
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
松田産業株式会社
代表取締役社長 松 田 芳 明

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
リーガロイヤルホテル東京 3階・ロイヤルホールⅡ
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

報告事項 第73期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 **第1号議案** 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.matsuda-sangyo.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
 - ◎ 招集通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（<https://www.matsuda-sangyo.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

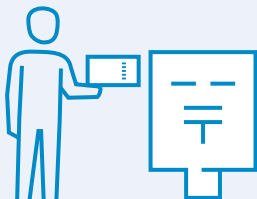
<株主様へのお願い>

- ・ 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。）
- ・ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・ 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.matsuda-sangyo.co.jp>）に掲載します。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のHPを必ずご確認くださいませようようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

書面郵送またはインターネットで議決権を行使される場合

郵送



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット



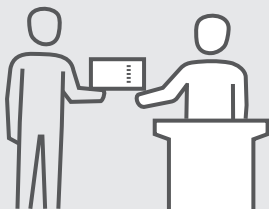
次頁の「インターネットによる議決権行使について」をご参照の上、賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分まで

株主総会にご出席される場合

株主総会ご出席



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使できる株主以外の方はご入場いただくことができませんので、ご注意ください。

株主総会
開催日時

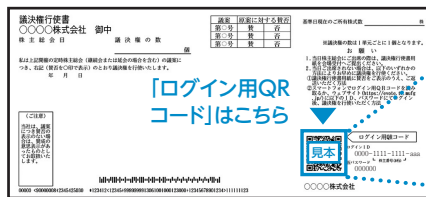
2022年6月28日（火曜日）
午前10時00分

インターネットによる議決権行使について



インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から当社の指定する**議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。

スマートフォンの場合QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右下)



「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました。同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

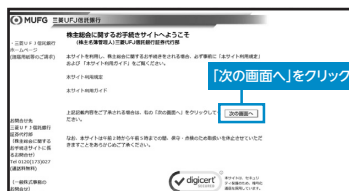
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は下記のご案内に従ってログインしてください。

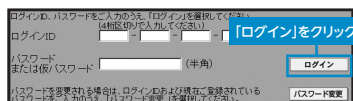
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトのご利用方法

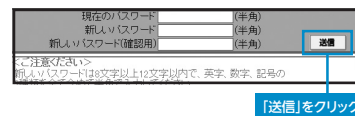
1 議決権行使サイトにアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日(2022年6月27日(月曜日))の午後5時30分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

当社利益配分につきましては、内部留保とのバランスを考慮した安定配当の継続と、時機に応じた株主還元を組み合わせることによって、株主様の期待に応えることを基本方針としております。なお、内部留保につきましては、主に貴金属関連事業における生産設備・研究開発などの成長投資へ有効活用し、将来的な収益力の向上と企業体質の強化を図ってまいります。

当期の期末配当金につきましては、普通配当24円とすることといたしました。この結果、当期の年間配当金は中間配当金22円と合わせて46円となります。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき24円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は626,063,088円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更内容

次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>3. 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>4. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>5. 附則3.4.5は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件

現任取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）7名は、全員本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び見識・経験・能力等を総合的に評価した結果、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	属性	取締役会への出席状況	取締役在任年数
1	まつだ よしあき 松田 芳明	代表取締役社長	再任	100% (16回/16回)	34年
2	つしま こうじ 對馬 浩二	取締役副社長	再任	100% (16回/16回)	20年
3	かたやま ゆうじ 片山 雄司	取締役	再任	100% (16回/16回)	20年
4	やまざき りゅういち 山崎 隆一	取締役	再任	94% (15回/16回)	15年
5	つづき じゅんいち 都築 淳一	取締役	再任	100% (16回/16回)	4年
6	いさわ けんじ 石禾 健二	取締役	再任	94% (15回/16回)	8年
7	うえだ たけひろ 上田 雄大	取締役	再任	100% (16回/16回)	2年

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。なお、当該保険契約の概要等は事業報告28頁をご参照下さい。

候補者
番号

1

再任

まつだ よしあき
松田 芳明

- 生年月日
1961年10月9日生（満60歳）
- 所有する当社の株式数
3,328,765株
- 取締役会への出席状況
100%（16回／16回）
- 取締役在任年数
34年
- 代表取締役社長在任期間
19年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年10月 当社取締役
1991年1月 当社常務取締役
1992年7月 当社営業、生産、経営企画室管掌
1995年6月 当社専務取締役
1996年1月 当社営業、経営企画室管掌
1999年4月 当社取締役副社長
2000年1月 当社代表取締役
2003年5月 当社代表取締役社長（現任）
2016年6月 当社社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

代表取締役社長兼社長執行役員として取締役会及び執行役員会の決議を執行するとともに、会社の業務を統括しております。1988年から当社の取締役として経営に携わるとともに、その間に培った豊富な経験と多方面にわたる知見を活かすことで社業の発展に寄与してきました。2003年に代表取締役社長に就任以降、強い決断力とリーダーシップを発揮し、当社グループの最高経営責任者として持続的な社業の発展を着実に遂行しており、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

再任

つしま こうじ
對馬 浩二

- 生年月日
1968年6月9日生（満54歳）
- 所有する当社の株式数
309,510株
- 取締役会への出席状況
100%（16回／16回）
- 取締役在任年数
20年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年8月 当社入社
2001年8月 当社経営企画室部長
2002年6月 当社取締役
2003年5月 当社常務取締役
2004年6月 当社専務取締役
当社社長補佐兼経営企画部門管掌
2008年2月 当社社長補佐兼経営企画部門管掌兼経営企画室長
2009年7月 当社取締役副社長（現任）
2015年4月 当社社長補佐兼経営企画室長
2016年6月 当社副社長執行役員兼社長執行役員補佐兼経営企画室長（現任）

取締役候補者とした理由

経営企画部門を担当し、2004年から社長補佐として広範囲にわたる職務も務めております。取締役副社長兼副社長執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たすとともに、当社グループの経営をリードし企業価値向上に努めており、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

再任

かたやま ゆうじ
片山 雄司

- 生年月日
1954年3月23日生（満68歳）
- 所有する当社の株式数
3,993株
- 取締役会への出席状況
100%（16回／16回）
- 取締役在任年数
20年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 3月	松田産業(株)（旧・松田産業(株)）入社
1997年 4月	当社人事教育部長
2002年 6月	当社取締役人事教育部長兼総務部管掌
2009年 7月	当社常務取締役
2010年 6月	当社人事教育部長兼総務部長
2012年 4月	当社総務部長兼人事教育部管掌
2014年 4月	当社総務部長兼人事教育部長兼TRM委員長
2014年 6月	当社総務部長兼人事教育部長兼法務部管掌兼TRM委員長
2015年 4月	当社人事部長兼総務部長兼法務部管掌兼TRM委員長
2016年 6月	当社取締役兼常務執行役員
2019年 3月	当社人事部長兼総務部長兼法務部長兼TRM委員長
2019年 6月	当社取締役兼専務執行役員（現任）
2020年 4月	当社総務部長兼TRM委員長兼人事部、法務部管掌（現任）

取締役候補者とした理由

人事総務部門、内部管理の分野で豊富な経験と見識を持ち、総務部長、TRM（トータルリスクマネジメント）委員長、人事部、法務部管掌を担当するとともに、取締役兼専務執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

再任

やまざき りゅういち
山崎 隆一

- 生年月日
1958年8月24日生（満63歳）
- 所有する当社の株式数
2,903株
- 取締役会への出席状況
94%（15回／16回）
- 取締役在任年数
15年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年4月 当社入社
- 2004年4月 当社環境事業部環境営業部長
- 2006年4月 当社環境事業部副事業部長兼環境ソリューション営業部長
- 2007年1月 当社環境事業部長兼環境ソリューション営業部長
- 2007年6月 当社取締役（現任）
- 2013年10月 当社環境事業部環境リサイクル営業部長
- 2015年4月 当社金属・環境営業本部長兼国内営業部長兼営業企画推進部長兼アーバンリサイクル営業部管掌
- 2016年1月 当社金属・環境営業本部長兼アーバンリサイクル営業部管掌
- 2016年6月 当社執行役員
- 2019年4月 当社金属・環境営業本部長兼営業企画推進部長兼金属・環境海外本部管掌
- 2019年6月 当社上席執行役員（現任）
金属・環境営業本部長兼営業企画推進部長
- 2020年4月 当社金属・環境営業本部長
- 2021年4月 当社金属・環境営業本部長兼営業第一部長兼営業第三部長
- 2022年4月 当社金属・環境営業本部長兼営業第一部長（現任）

取締役候補者とした理由

貴金属関連事業の営業責任者等の豊富な経験と実績を持ち、金属・環境営業本部長を担当するとともに、取締役兼上席執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

再任

つづき じゅんいち
都築 淳一

- 生年月日
1957年10月15日生（満64歳）
- 所有する当社の株式数
3,165株
- 取締役会への出席状況
100%（16回／16回）
- 取締役在任年数
4年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年4月 当社入社
- 2008年4月 当社貴金属事業部海外推進部長
- 2015年4月 当社管理本部海外管理部長
- 2016年10月 当社金属・環境営業本部海外営業部長兼管理本部海外管理部長
- 2017年6月 当社執行役員
- 2018年6月 当社取締役（現任）
- 2019年4月 当社金属・環境海外本部長（現任）
- 2021年6月 当社上席執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

貴金属関連事業における海外拠点の運営等の豊富な経験と実績を持ち、金属・環境海外本部長として、海外事業全般を統括しております。また、取締役兼上席執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

再任

い さ わ け ん じ
石 禾 健 二

- 生年月日
1963年10月12日生（満58歳）
- 所有する当社の株式数
3,696株
- 取締役会への出席状況
94%（15回／16回）
- 取締役在任年数
8年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 松田産業(株)（旧・松田産業(株)）入社
 2012年 4月 当社人事教育部長
 2014年 4月 当社食品事業部長（現任）兼水産部長
 2014年 6月 当社食品事業部水産部長兼畜産部長
 2014年 6月 当社取締役（現任）
 2016年 2月 当社食品事業部畜産部長兼農産部長
 2016年 6月 当社執行役員（現任）
 2018年 4月 当社水産部長兼海外事業推進部長
 2019年 4月 当社水産第二部長
 2019年 6月 当社営業企画推進部長

取締役候補者とした理由

人事関連部門で培った豊富な知識と経験を活かし、食品事業部長として、食品事業全般を統括しております。また、取締役兼執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

再任

う え だ た け ひ ろ
上 田 雄 大

- 生年月日
1972年7月27日生（満49歳）
- 所有する当社の株式数
2,010株
- 取締役会への出席状況
100%（16回／16回）
- 取締役在任年数
2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 3月 当社入社
 2017年 4月 当社経営企画室部長
 2020年 4月 当社管理部長兼財務部長
 2020年 6月 当社取締役兼執行役員（現任）
 2020年 6月 当社管理部長兼財務部長兼地金市場部管掌
 2022年 4月 当社管理部長兼財務部長兼情報システム部、地金市場部管掌（現任）

（重要な兼職の状況）
日鉄マイクロメタル(株)取締役（非常勤）

取締役候補者とした理由

経営企画部門で培った豊富な実務経験と実績を持ち、管理部長、財務部長、情報システム部、地金市場部管掌を担当するとともに、取締役兼執行役員として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、引き続き選任をお願いするものであります。

ご参考 ① 議案が承認されたのちの役員の構成（2022年6月28日以降の経営体制）

各取締役が保有するスキル等のうち、主なものに●印をつけています。

氏名	現在の地位	企業経営	重点事業 及び 業務経験	財務・ 会計	法務・ リスク管理	人事労務・ 人材開発	ESG (環境・ 社会・ガバ ナンス)
まつだ よしあき 松田 芳明	再任 代表取締役社長 (社長執行役員)	●	●				
つしま こうじ 對馬 浩二	再任 取締役副社長 (副社長執行役員)	●	●				
かたやま ゆうじ 片山 雄司	再任 取締役 (専務執行役員)	●	●		●	●	
やまざき りゅういち 山崎 隆一	再任 取締役 (上席執行役員)	●	●				
つづき じゅんいち 都築 淳一	再任 取締役 (上席執行役員)	●	●				
いざわ けんじ 石禾 健二	再任 取締役 (執行役員)	●	●			●	
うえだ たけひろ 上田 雄大	再任 取締役 (執行役員)	●	●	●			●
はたけやま しんいち 畠山 伸一	社外 独立 取締役 (監査等委員長)			●	●		
うちやま としひこ 内山 敏彦	社外 独立 取締役 (監査等委員)			●	●		
こじま としゆき 小島 敏幸	社外 独立 取締役 (監査等委員)	●			●	●	
よこみせ かおる 横見瀬 薫	社外 独立 取締役 (監査等委員)		●				●

執行役員の体制について

第73回定時株主総会後の体制は、次のとおり予定しております。

氏名	役位	担当
松田 芳明	社長執行役員	
對馬 浩二	副社長執行役員	社長執行役員補佐兼経営企画室長
片山 雄司	専務執行役員	総務部長兼TRM委員長兼人事部、法務部管掌
山崎 隆一	上席執行役員	金属・環境営業本部長兼営業第一部長
都築 淳一	上席執行役員	金属・環境海外本部長
石禾 健二	執行役員	食品事業部長
上田 雄大	執行役員	管理部長兼財務部長兼情報システム部、地金市場部管掌
新藤 裕一郎	執行役員	貴金属材料事業部長兼化学品部長兼工業品部長兼技術開発部管掌
増井 祐二	執行役員	貴金属リサイクル事業部長
兼子 正晴	執行役員	生産統括本部長兼生産管理部長兼生産技術部長兼品質保証室長
田中 善則	執行役員	経営企画室部長兼CSR・IR部長
川村 啓之	執行役員	食品事業部農産部長
池田 一夫 (新任)	執行役員	環境ソリューション事業部長兼ソリューション営業部長兼生産部長
和田 正幸 (新任)	執行役員	人事部長

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチンの普及により、欧米を中心に全体的に持ち直しの傾向が見られました。我が国経済においても、同感染症の影響に落ち着きが見られ、企業収益や生産活動並びに個人消費において緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、中国でのゼロコロナ政策によるサプライチェーンの混乱や、ウクライナ情勢等を背景としたエネルギーや原材料の価格上昇並びに急速な円安傾向の高まりから、先行きには不透明感が強まっております。

このような状況の中で、当社グループは新型コロナウイルス感染症に対し従業員並びに関係する全ての皆様の安全を最優先として感染防止に努めながら、事業の継続及び拡大に取り組みました。

貴金属関連事業においては、半導体・電子デバイス分野の市場成長を捉えた営業展開と国内外における生産拠点の整備・拡充により、貴金属原料の確保、化成品等の製商品販売及び産業廃棄物処理受託の拡大に取り組みました。また、食品関連事業においては、物流コストの上昇やサプライチェーンの混乱に柔軟かつ適切に対処することで、顧客への安定供給責任を果たすと共に、顧客ニーズを捉えた商品の開拓と提供に鋭意取り組み販売量の拡大に努めました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は272,292百万円（前連結会計年度比17.6%増）、営業利益は12,681百万円（前連結会計年度比57.8%増）となりました。持分法利益などの営業外損益を加えた経常利益は13,734百万円（前連結会計年度比64.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9,558百万円（前連結会計年度比56.7%増）となりました。

連結業績

売上高	2,722億92百万円	前年度比 17.6%増	↗
営業利益	126億81百万円	前年度比 57.8%増	↗
経常利益	137億34百万円	前年度比 64.1%増	↗
親会社株主に帰属する 当期純利益	95億58百万円	前年度比 56.7%増	↗

セグメント別の営業概況は以下のとおりであります。

(貴金属関連事業)

当事業の主力顧客であるエレクトロニクス業界は、半導体不足に伴う自動車市場などの生産低下はあったものの、スマートフォン市場の回復や5Gの進展に伴う通信インフラの整備拡大などを背景に、半導体・電子デバイス分野の生産活動は回復傾向となりました。また、ウクライナ情勢等に関連した貴金属の供給不安やインフレ懸念などから貴金属相場は総じて上昇しました。

このような状況の中で、当社グループの貴金属関連事業では、貴金属リサイクルの取扱量及び産業廃棄物の処理受託は増加し貴金属製品等の販売量も全般的に増加したことに加え、貴金属相場の上昇も追い風となり、売上高及び営業利益は前連結会計年度に比べ増加しました。

これらの結果、当該事業の売上高は192,938百万円（前連結会計年度比26.0%増）、営業利益は10,350百万円（前連結会計年度比51.5%増）となりました。

(食品関連事業)

当事業の主力顧客である食品製造業界は、原材料価格や物流コストの上昇に円安傾向の高まりも加わり、総じて厳しい状況が続いております。また、世界的なサプライチェーンの混乱も拡大しており、食資源の安定的な供給において引き続き注意することが必要な状況となっております。

このような状況の中で、当社グループの食品関連事業では、顧客に寄り添いながらニーズに応えた商品を開拓すると共に、調達力を活かした安定提供などで差別化を図り、水産品、畜産品、農産品の販売量が増加したことに加え、一部の商品市況の高騰も影響し、売上高及び営業利益は前連結会計年度に比べ増加しました。

これらの結果、当該事業の売上高は79,431百万円（前連結会計年度比1.1%増）、営業利益は2,330百万円（前連結会計年度比93.5%増）となりました。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資は、総額2,982百万円であります。その主なものは、工場設備の新設並びに更新等のための支出であります。

所要資金は自己資金及び借入資金で賄っております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、気候変動問題を始めとしたサステナビリティ課題への取り組みや、地政学リスク、インフレ圧力の高まり等の世界的拡大などを背景に、急速な変化が見込まれる経営環境にも柔軟かつ的確に対応しつつ、新・中期経営計画（2022－2025年度）のもとで、企業価値の向上を目指してまいります。

① 収益基盤強化と新規収益源の創出

貴金属関連事業、食品関連事業の両事業を成長の牽引役として、貴金属関連事業においては、「資源循環（活用）を創造するリーディングカンパニー」をビジョンに掲げ、国内シェアの拡大と海外の新たな市場開拓に取り組んでまいります。当事業では、環境負荷低減型の製品・サービスの提供や、高機能電子材料の開発販売等を通じた資源リサイクルの総合力向上により、「高い環境価値」をお客様に提供し続けることで差別化し、電子デバイス業界への深耕と共に、化学・自動車業界や二次電池及びE-スクラップ市場の開拓を図ってまいります。また、事業規模並びに領域の拡大に向けた技術開発や生産インフラの拡充に取り組むと同時に、品質管理体制をさらに強化してまいります。食品関連事業においては、「お客様の商品開発のベストパートナー」をビジョンに掲げ、国内外での販売拡大に取り組んでまいります。当事業では、食品原材料の調達網と商品ラインナップの拡充により、基幹事業である原料販売を強化すると共に、お客様のニーズを捉えた安全・安心で、サステナブルな商品の開発や商流の構築に取り組み、グローバル展開を加速させ販売領域の拡大を図ってまいります。更に、品質保証や技術支援などの機能強化により一貫した品質管理体制を構築し、これらを通じて、お客様への安全・安心な食材の提案と安定提供に取り組んでまいります。

② ESG経営の推進

当社グループは、企業理念である「限りある地球資源を有効活用し、業を通じて社会に貢献する」を創業より実践し、貴金属関連事業では、貴金属リサイクルや産業廃棄物の適正処理などを通じて、また、食品関連事業では、安全・安心な食資源の安定提供などを通じて、それぞれ社会に貢献してまいりましたが、持続可能な社会の実現と当社グループの事業成長の双方に繋がる新たな重要テーマとして、「環境負荷低減と事業成長の両立」・「お客様満足の上昇と社会の信用確保」・「多様な人財活躍による成長加速」を新・中期経営計画（2022－2025年度）において方針化し、今後具体的な取り組みを推進してまいります。また、サステナビリティ委員会を設置し、取締役会の監督のもと、ESGへの適切な取り組みを経営レベルで加速させてまいります。

③ 経営基盤の強化

当社グループは、持続的成長を支える経営基盤の課題として「生産性の向上」・「DXの推進」・「経営人財の創出」・「多様な人財活躍」・「職場環境作り」・「ガバナンス・リスク管理強化」を認識し、具体的施策のもとで強化に取り組み、企業価値の向上を目指してまいります。

④ 株主還元

収益基盤の強化、新規収益源の創出などによって獲得した資金は、当社グループの資本政策における「成長性を捉えた事業機会への最適資源配分」・「財務健全性の確保」・「株主還元」のバランスを考慮し、持続的に企業価値を向上させるとする基本方針のもとで、成長投資への資源配分を積極的に行いつつ、株主還元については、配当方針の「安定かつ持続的な配当の実施」のもと株主資本配当率1.5%以上を目安とした配当の実施と、市場環境を勘案した機動的な自己株式取得などによる充実を検討してまいります。

今後、当社グループは以上の施策を通じて、株主の皆様のご期待にお応えしてまいります所存であります。何卒より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	単 位	第70期 (2018年度)	第71期 (2019年度)	第72期 (2020年度)	第73期 (当連結会計年度) (2021年度)
売上高	百万円	208,338	210,976	231,559	272,292
経常利益	百万円	5,094	6,384	8,369	13,734
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	3,391	4,046	6,098	9,558
1株当たり当期純利益	円	128.77	153.66	232.68	366.40
自己資本利益率 (ROE)	%	5.9	6.8	9.7	13.7
総資産	百万円	80,915	94,509	104,265	115,797
純資産	百万円	58,968	60,527	65,605	74,420
1株当たり純資産	円	2,236.35	2,294.82	2,510.64	2,848.19

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、自己株式数控除後の期末発行済株式数に基づき算出しております。
 3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
マツダ流通株式会社	百万円 80	100.0%	自動車貨物運送
マツダ環境株式会社	50	100.0	貴金属製品販売
日本メディカルテクノロジー株式会社	60	— (100.0)	各種歯科材料販売 貴金属原材料回収・製錬
北海道アオキ化学株式会社	15	— (100.0)	産業廃棄物収集運搬・処理 貴金属原材料回収・製錬
ゼロ・ジャパン株式会社	200	100.0	各種廃棄物処理設備販売
ガルフ食品株式会社	15	100.0	食品原材料販売
Matsuda Sangyo (Thailand) Co.,Ltd.	695 (240百万THB)	100.0	各種電子材料販売 貴金属原料回収・製錬
Matsuda Sangyo (Philippines) Corporation	218 (92百万PHP)	100.0	各種電子材料販売 貴金属原料回収・製錬
Matsuda Sangyo (Singapore) Pte.Ltd.	325 (5百万SGD)	100.0	各種電子材料販売 貴金属原料回収・製錬
Matsuda Resource Recycling (Suzhou) Co.,Ltd.	120 (7百万CNY)	100.0	各種電子材料販売 貴金属原料回収・製錬
Matsuda Sangyo (Malaysia) Sdn.Bhd.	1,213 (41百万MYR)	100.0	各種電子材料販売 貴金属原料回収・製錬
Matsuda Sangyo Trading (Qingdao) Co.,Ltd.	110 (7百万CNY)	100.0	食品原材料販売・仲介
Matsuda Sangyo Trading (Thailand) Co.,Ltd.	5 (2百万THB)	49.0	食品原材料販売・仲介
South Gate Realty Holding Inc.	2 (1百万PHP)	— (40.0)	不動産賃貸
Matsuda Sangyo (Vietnam) Co.,Ltd.	793 (8百万USD)	100.0	各種電子材料販売 貴金属原料回収・製錬
Matsuda Sangyo Trading (Vietnam) Co.,Ltd.	56 (0.5百万USD)	100.0	食品原材料販売・仲介

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Matsuda Sangyo (Taiwan) Co.,Ltd.	360 (100百万NTD)	100.0	各種電子材料販売 貴金属原料回収・製錬
Matsuda Sangyo (Korea) Co.,Ltd.	9 (100百万KRW)	100.0	各種電子材料販売 貴金属原料回収・製錬

- (注) 1. 日本メディカルテクノロジー株式会社及び北海道アオキ化学株式会社は、マツダ環境株式会社の100%子会社であり、それらの議決権比率は()で表示しております。
2. Matsuda Sangyo Trading (Thailand) Co.,Ltd.は、当社の議決権比率が49.0%であります。支配力基準の適用により連結子会社としております。
3. South Gate Realty Holding Inc.は、Matsuda Sangyo (Philippines) Corporationの子会社であり、その議決権比率は()で表示しております。また、議決権比率は40.0%であります。支配力基準の適用により連結子会社としております。
4. Matsuda Sangyo (Korea) Co.,Ltd.は2021年4月1日に設立しております。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業別	事業内容
貴金属関連事業	各種電子材料の加工・販売、貴金属地金及び貴金属化成品の販売 貴金属原材料ほかの回収・製錬処理 各種精密機械の洗浄及び補修品の加工・販売 産業廃棄物の収集運搬並びに中間処理
食品関連事業	魚肉すりみ・冷凍魚類ほか水産加工品、鶏卵加工品、各種食品添加物、野菜及び野菜加工品、畜肉類他の国内及び輸入食品原材料の販売、貨物運送

(7) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区	大 阪 営 業 所	大阪府大阪市
< 営業所及び工場 >		福 山 営 業 所	広島県福山市
札 幌 営 業 所	北海道札幌市	松 山 営 業 所	愛媛県松山市
仙 台 営 業 所	宮城県仙台市	福 岡 営 業 所	福岡県福岡市
水 戸 営 業 所	茨城県水戸市	鹿 児 島 営 業 所	鹿児島県霧島市
北 関 東 営 業 所	埼玉県さいたま市	台 湾 支 店	台湾台北市
東 京 営 業 所	東京都新宿区	開 発 セ ン タ ー	埼玉県入間市
	埼玉県入間市	武 蔵 工 場	埼玉県入間市
埼 玉 営 業 所	埼玉県狭山市	武 蔵 第 二 工 場	埼玉県入間市
神 奈 川 営 業 所	神奈川県横浜市	武 蔵 第 三 工 場	埼玉県入間市
長 野 営 業 所	長野県長野市	入 間 工 場	埼玉県入間市
金 沢 営 業 所	石川県金沢市	入 間 第 二 工 場	埼玉県入間市
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市	関 工 場	岐阜県関市
	愛知県小牧市	関 第 二 工 場	岐阜県関市
名古屋第二営業所	愛知県豊明市		

- (注) 1. 埼玉営業所 (埼玉県狭山市) は、2022年4月1日付で廃止いたしました。
 2. 名古屋第二営業所 (愛知県豊明市) は、2022年4月1日付で名古屋第二出張所に変更いたしました。
 3. 2022年4月1日付で静岡営業所 (静岡県静岡市) を新設いたしました。

② 子会社

名 称	所 在 地
マ ッ ダ 流 通 株 式 会 社	東 京 都 新 宿 区
マ ッ ダ 環 境 株 式 会 社	東 京 都 新 宿 区
日 本 メ デ ィ カ ル テ ク ノ ロ ジ ー 株 式 会 社	東 京 都 新 宿 区
北 海 道 ア オ キ 化 学 株 式 会 社	北 海 道 札 幌 市
ゼ ロ ・ ジ ャ パ ン 株 式 会 社	東 京 都 新 宿 区
ガ ル フ 食 品 株 式 会 社	東 京 都 中 央 区
Matsuda Sangyo (Thailand) Co.,Ltd.	タ イ 王 国
Matsuda Sangyo (Philippines) Corporation	フ ィ リ ピ ン 共 和 国
Matsuda Sangyo (Singapore) Pte.Ltd.	シ ン ガ ポ ー ル 共 和 国
Matsuda Resource Recycling (Suzhou) Co.,Ltd.	中 華 人 民 共 和 国
Matsuda Sangyo (Malaysia) Sdn.Bhd.	マ レ ー シ ア
Matsuda Sangyo Trading (Qingdao) Co.,Ltd.	中 華 人 民 共 和 国
Matsuda Sangyo Trading (Thailand) Co.,Ltd.	タ イ 王 国
South Gate Realty Holding Inc.	フ ィ リ ピ ン 共 和 国
Matsuda Sangyo (Vietnam) Co.,Ltd.	ベ ト ナ ム 社 会 主 義 共 和 国
Matsuda Sangyo Trading (Vietnam) Co.,Ltd.	ベ ト ナ ム 社 会 主 義 共 和 国
Matsuda Sangyo (Taiwan) Co.,Ltd.	中 華 民 国
Matsuda Sangyo (Korea) Co.,Ltd.	大 韓 民 国

(注) Matsuda Sangyo (Korea) Co.,Ltd.は2021年4月1日に設立しております。

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
貴金属関連事業	1,140名 (77)	39名増 (4名減)
食品関連事業	259名 (17)	4名減 (1名増)
全社(共通)	101名 (2)	3名減 (1名増)
合計	1,500名 (96)	32名増 (2名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で表示しております。
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,091名 (85)	20名増 (4名減)	38.7歳	11.3年

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で表示しております。
 なお、出向者93名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	7,003
株式会社三井住友銀行	3,681
農林中央金庫	2,763
株式会社三菱UFJ銀行	1,802
明治安田生命保険相互会社	300

百万円

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,908,581株
- (3) 株主数 16,490名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
松 田 物 産 株 式 会 社	3,470,649	13.30
松 田 芳 明	3,328,765	12.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,796,500	6.89
松 田 邦 子	1,263,240	4.84
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	931,700	3.57
松 田 和 子	763,796	2.93
對 馬 純 子	763,758	2.93
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	665,500	2.55
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	598,400	2.29
エ ム 企 画 株 式 会 社	479,000	1.84

- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
 2. 当社は、2,822,619株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 上記の持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査等委員の状況

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代 表	取 締 役 社 長	松 田	芳 明	社長執行役員
取 締 役	副 社 長	對 馬	浩 二	副社長執行役員 社長執行役員補佐兼経営企画室長
取 締 役	取 締 役	片 山	雄 司	専務執行役員 総務部長兼TRM委員長兼人事部、法務部管掌
取 締 役	取 締 役	山 崎	隆 一	上席執行役員 金属・環境営業本部長
取 締 役	取 締 役	都 築	淳 一	上席執行役員 金属・環境海外本部長
取 締 役	取 締 役	石 禾	健 二	執行役員 食品事業部長
取 締 役	取 締 役	上 田	雄 大	執行役員 管理部長兼財務部長兼地金市場部管掌 (重要な兼職の状況) 日鉄マイクロメタル(株)取締役 (非常勤)
社外取締役 (監査等委員)		畠 山	伸 一	
社外取締役 (監査等委員)		内 山	敏 彦	
社外取締役 (監査等委員)		小 島	敏 幸	
社外取締役 (監査等委員)		横見瀬	薫	

(注) 1. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

(1) 就任

2021年6月24日開催の第72回定時株主総会において、横見瀬薫氏は社外取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。

(2) 退任

2021年6月24日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、中岡利徳氏は社外取締役（監査等委員）を任期満了により退任いたしました。

2. 監査等委員 畠山伸一氏及び内山敏彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 当社は社外取締役である畠山伸一氏、内山敏彦氏、小島敏幸氏及び横見瀬薫氏を、独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。

4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門との連携を密に図るため、畠山伸一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

- ① 被保険者の範囲 当社の取締役及び執行役員
- ② 保険契約の内容の概要
 - a 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - b 補填の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求をうけることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
 - c 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

- ① 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
当社は、2015年6月25日開催の第66回定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を月額30百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分は含まない）、監査等委員である取締役の報酬額を月額5百万円以内と決議頂いております。また、当該決議時の取締役（監査等委員であるものを除く。）は11名、監査等委員である取締役は4名です。なお、定款において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数を15名以内、監査等委員である取締役の員数を5名以内と定めております。

② 取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）に関する事項

a 決定方針の決定方法

当社の代表取締役社長、取締役副社長及び人事管掌取締役で審議のうえ原案を作成し、2021年2月10日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

b 決定方針の内容の概要

イ 基本方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、「固定報酬」並びに株主総会の決議を前提に役員退職慰労金規程に基づき支給する「退職慰労金」とで構成し、その全額を金銭とすることを基本方針とする。

ロ 取締役（監査等委員であるものを除く。）の固定報酬の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬は、月額固定報酬とし、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、その範囲内で各取締役の果たすべき責務の評価・役位・業績等を勘案した基準をもとに代表取締役社長 松田芳明、取締役副社長 對馬浩二及び人事管掌取締役 片山雄司で審議し原案を作成する。また、個人別の報酬の額の決定については、取締役会の決議をもって一任を受けた代表取締役社長 松田芳明が原案を基に決定する。

個人別の報酬額の一任理由は、あらかじめ審議された原案をもとに各取締役の評価を最終的に決定するには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

ハ 取締役（監査等委員であるものを除く。）の役員退職慰労金に係る個人別の報酬の額の決定に関する方針（役員退職慰労金を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の退職慰労金の個人別の支給金額は、役員退職慰労金規程に基づき代表取締役社長、取締役副社長及び人事管掌取締役で審議し原案を作成する。また、その決定については、株主総会の決議に基づき、取締役会の決議をもって一任を受けた代表取締役社長が原案を基に最終的に決定する。退職慰労金の支給時期は、役員退職慰労金規程に基づき、退任した日の翌月末に一括して支払う。

ニ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たって

は、決定方針に基づき実施したことを2022年5月開催の取締役会において代表取締役社長から報告を受け、決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、監査等委員報酬に関する方針に基づき、代表取締役と協議の機会を持ち、監査等委員の果たすべき責務の評価・経験・専門的な知見等を総合的に勘案し、監査等委員の全員の合意に基づき決定しております。

④ 取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	194 (-)	194 (-)	— —	— —	7名 (0名)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	30 (30)	30 (30)	— —	— —	5名 (5名)
計	225 (30)	225 (30)	—	—	12名 (5名)

- (注) 1. 上表の他に使用人兼務取締役の使用人給与相当額42百万円があります。
 2. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金43百万円を含んでおります。
 3. 期末日現在の取締役は11名であります。
 4. 2021年6月24日開催の第72回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任監査等委員である社外取締役1名に対し2百万円を支給しております(過年度において役員退職慰労引当金繰入額として計上済みの額を含んでおります)。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社外取締役 (監査等委員)	畠 山 伸 一	—	—	当該事項はありません。
	内 山 敏 彦	—	—	当該事項はありません。
	小 島 敏 幸	—	—	当該事項はありません。
	横見瀬 薫	—	—	当該事項はありません。

② 社外役員の名な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	畠山 伸一	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回すべてに出席し、監査及び内部統制システムに精通した経験豊富な公認会計士としての専門的見地から議案審議等において必要な発言を適宜行っております。常勤監査等委員として、監査等委員会監査活動の取りまとめを行うほか、監査等委員会と経営トップとの定期的会合における意見交換、重要な会議への出席等により会社の進む方向性の把握等を行っております。また、業務執行取締役・執行役員並びに子会社の代表者等との事業遂行状況についての意見交換、主要な事業場のリモート監査及び往査による業務・財産の状況の調査を行っております。あわせて内部監査部門及び会計監査人から監査実施状況についての報告を受け、意見交換を行っております。
	内山 敏彦	当事業年度開催の取締役会16回中15回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回すべてに出席し、監査及び内部統制システムに精通した経験豊富な公認会計士としての専門的見地から議案審議等において必要な発言を適宜行っております。監査等委員会と経営トップとの定期的会合における意見交換、重要な会議への出席等により会社の進む方向性の把握等を行っております。また、業務執行取締役・執行役員等との事業遂行状況についての意見交換、主要な事業場の往査による業務・財産の状況の調査を行っております。あわせて内部監査部門及び会計監査人から監査実施状況についての報告を受け、意見交換を行っております。
	小島 敏幸	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回すべてに出席し、地方行政等多分野にわたる経験とリスク管理の専門的見地から議案審議等において必要な発言を適宜行っております。監査等委員会と経営トップとの定期的会合における意見交換、重要な会議への出席等により会社の進む方向性の把握等を行っております。また、業務執行取締役・執行役員並びに子会社の代表者等との事業遂行状況についての意見交換を行っております。あわせて内部監査部門及び会計監査人から監査実施状況についての報告を受け、意見交換を行っております。
	横見瀬 薫	2021年6月24日就任以降開催された取締役会12回すべてに出席するとともに、2021年6月24日就任以降開催された監査等委員会10回すべてに出席し、上場会社におけるESG経営の推進及び国の行政機関における経験と専門的見地から議案審議等において必要な発言を適宜行っております。監査等委員会と経営トップとの定期的会合における意見交換、重要な会議への出席等により会社の進む方向性の把握等を行っております。また、業務執行取締役・執行役員並びに子会社の代表者等との事業遂行状況についての意見交換、主要な事業場のリモート監査及び往査による業務・財産の状況の調査、並びに女性活躍に向けた助言を行っております。あわせて内部監査部門及び会計監査人から監査実施状況についての報告を受け、意見交換を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 継続監査期間

29年間

(3) 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は信頼性があり、適正な監査を確保できる会計監査人を選定することを基本方針としております。

(4) 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人に対して評価を行っております。

評価は、会計監査人選定の基本方針に基づき、適正な監査を確保できる会計監査人であるかを品質管理体制、監査計画、会計監査人及び監査チームの独立性、外部レビュー結果、監査等委員会・経営者・内部監査部門とのコミュニケーション状況、監査結果報告等について、総合的に勘案して評価しております。

(5) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54百万円
当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等を検証した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(6) 会計監査人と同一ネットワーク (Ernst&Young) に対する報酬 ((5)を除く)

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	一百万円
当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

(注) 当社及び連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、当社連結子会社における税務調査支援に対する非監査業務の報酬が含まれております。

(7) 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人 (Ernst & Young、上海邁伊茲会計師事務所有限公司、青島中天華振興有限責任会計師事務所、RCA Management & Business Consultants Co.、宇理会計法人) の監査を受けております。

(8) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

(9) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会 は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、毎期検討を行います。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令及び定款を含めたコンプライアンスを遵守した行動をとるための「松田産業グループグローバル行動規範」を定め、この規範を遵守するための推進体制や手順を「コンプライアンス規程」に定める。コンプライアンス統括責任者は、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、コンプライアンス違反事案への対応、コンプライアンスリスク低減を含む全社リスクの適正な管理を推進する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告される。
- ② コンプライアンス違反行為等に関する内部通報、外部通報及び公益通報の処理の仕組みを定めた「通報管理規程」を制定し、不正行為等の早期発見と是正を図るための通報制度を構築している。
- ③ 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査等委員会は、「文書管理規程」により、常時、これらの文章等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、債権管理、商品相場、為替管理等に係るリスクについては、担当部署において、法令及び社内規程を遵守し、規則・マニュアル・ガイドラインの作成・配布、教育訓練の実施を通じて、リスク管理の徹底を図る。

- ② 「コンプライアンス規程」に基づいて「TRM（トータルリスクマネジメント）委員会規程」を制定し、企業経営に重大な影響を与える様々なリスクの顕在化を未然に防止するとともに、万一緊急事態が発生した場合に迅速かつ的確に対処し、速やかな復旧を図るための組織体制を構築している。全社のリスクに関する総括責任者としてTRM委員長を任命し、全体的リスク管理の進捗状況のレビューを実施する。この結果は取締役会及び監査等委員会に報告される。
- ③ 情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ管理規程」及び「秘密情報管理規程」を設け、すべての取締役・執行役員及び使用人に対して、情報セキュリティに関する行動規範を示し、情報セキュリティの確保、維持を図る。
- ④ 監査室が部署毎のリスク管理の状況を監査する。
- ⑤ 法務部が各事業所の実地調査により、環境法令等の遵守状況の確認及び遵法性に関する指導を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役・執行役員及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき各年度の具体的な目標を定める。
- ② 効率的な情報システムを用いた業績管理により、取締役会が定期的にその目標達成のレビューを実施し、業務の改善を促すことで目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する。
- ③ 情報システムに関しては「情報システム管理規程」において、全体最適化計画、企画、開発、運用、及び保守についての基本指針を定め、これらの業務の体系的かつ効果的な遂行を図る。

(5) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、当社が定める「関係会社管理規程」において、関係会社の経営内容を的確に把握するため、業績、財務状況その他重要な事項について必要に応じて関係資料等の報告及び提出を求める。

- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a 当社は、当社グループ全体のリスク管理について「コンプライアンス規程」に基づいて子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - b 当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてTRM（トータルリスクマネジメント）委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「関係会社管理規程」に基づき、業務の円滑化及び管理の適正化を図り、当社及び関係会社間の情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 当社は子会社に、その取締役等及び使用人が「松田産業グループ グローバル行動規範」「コンプライアンス規程」に基づき、法令及び定款を遵守した行動に努める体制を構築している。
 - b 当社は子会社に、コンプライアンス違反行為等に関する内部通報、外部通報及び公益通報について通報制度を定め、不正行為等の早期発見と是正を図るための体制を構築している。
- ⑤ その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社の内部監査部門は、子会社の内部監査を実施する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査室は監査等委員会を補助する体制を確保する。

(7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査室に属する使用人の人事異動・人事評価については、監査等委員会の事前の承認を得るものとする。
- ② 監査室に属する使用人は、監査等委員会から指示を受けた職務を遂行する。

(8) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役等及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。
- ② 子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会に対して、子会社に重大な影響を及ぼす事項等を速やかに報告する。
- ③ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、「通報管理規程」において体制を整備している。
- ④ 通報制度の担当部門は、当社及び子会社の取締役等及び使用人からの通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告する。
- ⑤ 当社監査室、法務部は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会が選定した監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、執行役員、会計監査人及び子会社の取締役等とそれぞれ定期的に重要事項等につき意見交換会を開催することとする。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

当社は、「松田産業グループ グローバル行動規範」において「適正な事業活動を阻害する反社会的勢力・組織と、直接間接の別を問わず一切関与しません。」という方針を明確にするとともに、「反社会的勢力に対応するための指針」により、当社が締結する契約書に反社会的勢力を排除する条項を盛り込むことなどの具体的活動指針を定め、方針の徹底を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス及びリスク管理

当社及び当社子会社の取締役及び社員に対して、コンプライアンスの重要性の理解と、その遵守を推進するとともに、TRM（トータルリスクマネジメント）委員会を設置し、具体的なリスクの洗い出しとその対策を設定し、組織を横断したリスク対策の実施状況の定期報告と把握、監視を行い、定期的に取り締役会に対してリスク管理活動の報告をいたしました。

(2) 職務の執行の適正及び効率性

取締役会は、監査等委員である取締役4名（全員 社外取締役）を含む11名で構成されております。取締役会は当事業年度に16回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等を監督いたしました。また、子会社の職務執行についても、毎月、取締役会に報告され、職務執行の適正及び効率性を監督いたしました。

(3) 監査等委員会の職務執行

監査等委員会において定めた監査等委員会監査基準に基づき、監査方針、監査計画、職務の分担に従い、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び監査室その他の従業員の職務の執行状況に関する事項の報告を受け、重要な決裁書類の閲覧、実地調査を実施いたしました。また、会計監査人からの四半期毎の監査結果報告及び意見交換を行うことにより、適正な監査が実施されているかを検証いたしました。

(4) 財務報告の適正性と信頼性の確保

財務報告の適正性と信頼性確保のため、内部統制の整備、運用及び評価のための計画を決定するとともに、当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施し、その結果を取締役に報告いたしました。

〔 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切捨て、比率については四捨五入して表示しております。 〕

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	86,073	流 動 負 債	33,592
現金及び預金	11,379	買掛金	11,231
受取手形及び売掛金	26,104	短期借入金	9,724
商品及び製品	27,202	一年内に返済予定の長期借入金	1,588
仕掛品	614	リース債務	302
原材料及び貯蔵品	13,962	未払法人税等	3,128
未収入金	1,938	未払金	1,312
その他の他	4,918	賞与引当金	1,012
貸倒引当金	△45	その他の他	5,292
		固 定 負 債	7,784
固 定 資 産	29,724	長期借入金	4,239
有 形 固 定 資 産	20,777	リース債務	535
建物及び構築物	6,572	役員退職慰労引当金	742
機械装置及び運搬具	3,365	執行役員退職慰労引当金	25
土地	8,768	退職給付に係る負債	2,111
リース資産	824	繰延税金負債	12
建設仮勘定	994	その他の他	117
その他の他	252	負 債 合 計	41,377
無 形 固 定 資 産	772	純 資 産 の 部	
その他の他	772	株 主 資 本	74,095
		資本金	3,559
投 資 そ の 他 の 資 産	8,174	資本剰余金	4,008
投資有価証券	5,484	利益剰余金	69,940
繰延税金資産	819	自己株式	△3,413
その他の他	1,895	その他の包括利益累計額	202
貸倒引当金	△25	その他有価証券評価差額金	580
		繰延ヘッジ損益	△766
		為替換算調整勘定	1,311
		退職給付に係る調整累計額	△923
		非 支 配 株 主 持 分	122
資 産 合 計	115,797	純 資 産 合 計	74,420
		負 債 純 資 産 合 計	115,797

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	272,292
売上原価	242,339
売上総利益	29,953
販売費及び一般管理費	17,272
営業利益	12,681
営業外収益	
受取利息	9
受取配当金	33
持分法による投資利益	547
仕入割引	14
受取保険金	12
為替差益	100
補助金の収入	367
その他	58
営業外費用	
支払利息	56
固定資産除却損	15
その他	18
経常利益	13,734
税金等調整前当期純利益	13,734
法人税、住民税及び事業税	4,367
法人税等調整額	△203
当期純利益	9,570
非支配株主に帰属する当期純利益	12
親会社株主に帰属する当期純利益	9,558

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	3,559	4,008	61,248	△3,411	65,404
会計方針の変更による累積的影響額			229		229
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,559	4,008	61,477	△3,411	65,634
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,095		△1,095
親会社株主に帰属する当期純利益			9,558		9,558
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	8,462	△1	8,460
2022年3月31日残高	3,559	4,008	69,940	△3,413	74,095

	その他の包括利益累計額							純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配 株主持分		
2021年4月1日残高	617	△70	671	△1,127	89	111	65,605	
会計方針の変更による累積的影響額							229	
会計方針の変更を反映した当期首残高	617	△70	671	△1,127	89	111	65,835	
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当							△1,095	
親会社株主に帰属する当期純利益							9,558	
自己株式の取得							△1	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△36	△695	640	204	113	10	123	
連結会計年度中の変動額合計	△36	△695	640	204	113	10	8,584	
2022年3月31日残高	580	△766	1,311	△923	202	122	74,420	

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	73,576	流動負債	32,909
現金及び預金	4,415	買掛金	10,346
受取手形	330	短期借入金	9,464
売掛金	23,890	一年内に返済予定の長期借入金	1,588
商品及び製品	23,803	リース負債	183
仕掛品	553	未払金	1,098
原材料及び貯蔵品	11,913	未払費用	1,277
前払費用	2,560	未払法人税等	2,518
前払費用	186	前受り金	2,869
未収入金	1,973	預り金	73
関係会社短期貸付金	2,000	関係会社預り金	1,510
その他の引当金	2,004	賞与引当金	992
貸倒引当金	△55	その他の引当金	988
固定資産	30,280	固定負債	6,019
有形固定資産	18,287	長期借入金	4,239
建物	5,401	リース負債	264
構築物	350	退職給付引当金	723
機械装置	2,906	役員退職慰労引当金	742
車両運搬具	8	執行役員退職慰労引当金	25
工具、器具備品	201	その他の引当金	23
土地	8,021	負債合計	38,929
リース資産	448	純資産の部	
建設仮勘定	948	株主資本	64,889
無形固定資産	566	資本剰余金	3,559
借地権	10	資本剰余金	4,008
ソフトウェア	532	資本準備金	4,008
その他の引当金	23	利益剰余金	60,734
投資その他の資産	11,426	利益準備金	177
投資有価証券	1,479	その他の利益剰余金	60,556
関係会社株式	3,730	配当平均積立	140
関係会社出資金	1,080	退職積立金	450
関係会社長期貸付金	2,635	別途積立金	6,500
繰延税金資産	974	繰越利益剰余金	53,466
その他の引当金	1,551	自己株式	△3,413
貸倒引当金	△25	評価・換算差額等	38
資産合計	103,856	その他有価証券評価差額金	572
		繰延ヘッジ損益	△534
		純資産合計	64,927
		負債純資産合計	103,856

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	265,536
売上原価	240,850
売上総利益	24,686
販売費及び一般管理費	15,060
営業利益	9,625
営業外収益	
受取利息	43
受取配当金	2,357
仕入割引	14
為替差益	123
補助金の収入	367
その他の収入	46
営業外費用	2,952
支払利息	82
固定資産除却損	13
その他の損失	10
経常利益	12,471
税引前当期純利益	12,471
法人税、住民税及び事業税	3,527
法人税等調整額	△100
当期純利益	3,427
	9,043

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計
2021年4月1日残高	3,559		4,008
会計方針の変更による累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,559		4,008
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動合計	-		-
2022年3月31日残高	3,559		4,008

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	利 益 剰 余 金						利益剰余金合計		
	利益準備金	配当平均積立金	退職積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
2021年4月1日残高	177	140	450	6,500	45,288	52,556	△3,411	56,713	
会計方針の変更による累積的影響額					229	229		229	
会計方針の変更を反映した当期首残高	177	140	450	6,500	45,518	52,786	△3,411	56,942	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△1,095	△1,095		△1,095	
当期純利益					9,043	9,043		9,043	
自己株式の取得							△1	△1	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動合計	-	-	-	-	7,948	7,948	△1	7,946	
2022年3月31日残高	177	140	450	6,500	53,466	60,734	△3,413	64,889	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日残高	607	△132	475	57,188
会計方針の変更による累積的影響額				229
会計方針の変更を反映した当期首残高	607	△132	475	57,418
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,095
当期純利益				9,043
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△35	△401	△437	△437
事業年度中の変動合計	△35	△401	△437	7,508
2022年3月31日残高	572	△534	38	64,927

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

松田産業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 一彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉岡 浩二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、松田産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松田産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

松田産業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 一彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉岡 浩二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松田産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

松田産業株式会社	監査等委員会		
常勤監査等委員	畠山伸一		㊟
監査等委員	内山敏彦		㊟
監査等委員	小島敏幸		㊟
監査等委員	横見瀬 薫		㊟

(注) 全監査等委員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区戸塚町一丁目104番19号
 リーガロイヤルホテル東京 3階 ロイヤルホールⅡ
 (TEL:03-5285-1121)



- 徒歩○
 - 地下鉄東西線 早稲田駅 3 a 出口 徒歩約7分
 - 地下鉄有楽町線 江戸川橋駅 1 b 出口 徒歩約10分
 - 都電荒川線 早稲田駅 徒歩約3分
- 都バス○

高田馬場駅	②乗り場 早大正門行き (学02)	早大正門下車
	④乗り場 九段下行き (飯64)	早稲田下車
	⑤乗り場 上野公園行き (上69)	早稲田下車